令和４年度　小田原城北工業高等学校　不祥事ゼロプログラム

神奈川県立小田原城北工業高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

１　実施責任者

神奈川県立小田原城北工業高等学校、不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭がこれを補佐する。

２　目標(ア)及び行動計画(イ)

（１）法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）

ア　目標	「神奈川県職員行動指針」「同ハンドブック」を再確認し、改めて徹底する。
イ　行動計画	１　「職員行動指針」、「同ハンドブック」を周知し、基本的姿勢・心構え・実践すべき奨励的な行動等を意識し、勤務時間外や職場外の行動についても、教育公務員としての高い倫理観を持って行動する。 ２　「神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針」カードを携帯し、教育の専門家としての自覚と意識を高める。

（２）職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ等）の防止

ア　目標	パワハラ、セクハラ、マタハラ等について理解を深め、組織的な対応を図る。
イ　行動計画	１　職場のハラスメントに係る研修会等を実施し、全職員が認識を共有し、不祥事を未然に防止する。 ２　職員が一人で悩みを抱え込むことがないように、管理職による相談を随時実施する。

（３）児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア　目標	スクールセクハラ等について理解を深め、組織的な対応を図る。
イ　行動計画	１　生徒の連絡先の適正な取得・管理方法を不祥事防止会議や職員会議等で徹底する。 ２　管理職による定期的な校内巡回を実施し、教科準備室の適切な利用状況を確認する。 ３　生徒に対する個別相談を行う場合は、必ず複数の職員で対応する。

（４）体罰、不適切な指導の防止

ア　目標	体罰等の未然防止のための校内研修を実施し、不適切な指導の発生を防止する。
イ　行動計画	１　体罰防止リーフレットを活用し、所属職員全員を対象にした職場研修を実施する。 ２　新聞記事等をもとに、朝の打合せや職員会議等で随時注意を喚起する。 ３　教育実習生に対して、オリエンテーションで注意喚起をする。

（５）入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア　目標	マニュアルや点検体制が確実に機能するよう改善策を講じていく。
イ　行動計画	１　入学者選抜に係る新たな採点や照合方法の研修会を実施し、事故のない入学者選抜を実施する。 ２　指導要録・調査書作成について新たな点検方法を理解し導入し、発行に際し事故を起こさない。

（６）個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア　目標	「個人情報保護ハンドブック」を有効に活用し、教職員の個人情報保護に関する意識の高揚を図る。
イ　行動計画	１　学校行事等で生徒名簿を校外に持ち出す場合は、正式な手続きを確実に行う。 ２　教務手帳は決められた場所に保管し、管理を徹底する。 ３　個人情報を含むファイルにはパスワードを設定すると共に、対策重要度に応じてサーバーやフォルダに確実に保管する。

（７）交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア　目標	交通事故(酒酔い、酒気帯び運転を含む)の発生を未然に防ぐ。
イ　行動計画	１　自家用車を利用した通勤や出張をする場合は、所定の届け出を確実に行う。 ２　飲酒をともなう会合等には絶対に自家用車で行かない。 ３　全期間を通して新聞記事等をもとに、朝の打合せや職員会議等で随時注意を喚起する。

（８）業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア　目標	確実で合理的な業務執行体制を確立する。
イ　行動計画	１　職員間で綿密にコミュニケーションを図る。また、オンライン掲示板や Teams 等を活用し効果的に情報を共有する。 ２　試験作成時や成績処理におけるチェック体制を徹底する。 ３　職員の同僚性を尊重した職員相互の協力体制を高め、特に若手職員が孤立しないように、風通しの良い職場環境を築く。

（９）財務事務等の適正執行

ア　目標	県費、私費会計執行等に関する事故の発生を未然に防止する。
イ　行動計画	１　年度当初に、私費関係担当者を対象に、会計の適正執行等についての打合わせを実施する。 ２　財務事務調査の指摘事項について、全職員に周知し、適切な執行となるように再確認を行う。

３　検証(ウ)

本プログラムの行動計画について、次の時期に実施状況を確認し、未実施項目があった場合は補完処置を講ずる。また、目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

	検証時期	補完時期
第１回目　中間検証	令和４年９月下旬まで	令和４年 10 月末まで
第２回目　中間検証	令和５年１月末まで	令和５年２月中まで
最終検証	令和５年３月初旬	

最終検証の結果、新たな目標設定、行動計画が必要な場合は、新たな設定を行ったうえで、令和４年度における本プログラムを策定する。

４　実施結果

（３）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめのうえ、ホームページに掲載する。

５　事務局

本プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては､企画会議及び学校管理グループがこれを行う。

６　附則

本プログラムは、令和４年４月１日から施行する。